

第一回福生市議会定例会議録 (第七号)

昭和五年三月三十日福生市議会議場に第一回福生市議会定例会が開催された。

一、出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| 一番 貫井喜代次君 | 二番 小林菊三君 | 三番 小林才治君 |
| 四番 田村市郎君 | 五番 川窪清一君 | 六番 中曾根実君 |
| 七番 宇佐美良時君 | 八番 吉岡一三君 | 九番 志村秀雄君 |
| 十番 松山清君 | 十一番 伊東忠次郎君 | 十二番 森田秀雄君 |
| 十三番 石川繁治君 | 十四番 小林暢吉君 | 十五番 末次性男君 |
| 十六番 高波忠君 | 十七番 関米吉君 | 十八番 中里元一君 |
| 十九番 大野行夫君 | 二十番 倉沢自一君 | 二十一番 岩田博君 |
| 二十二番 田村匡雄君 | 二十三番 塩野鉄之助君 | 二十四番 石川信義君 |

一、欠席議員は次のとおりである。

一、欠員は次のとおりである。

力一定
(六日)

請三 陳一 陳二 議二十 初一定(六日目) 議二十一 議二十二 議二十三 請一 請二

一、議事事務局職員は次のとおりである。

議事局長 島田 猛 君 議事係長 須崎 進 君 主事 市川昭利 君

一、地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

市長 石川常太郎 君 助役 篠崎俊夫 君 収入役 橋本孝蔵 君

教育長 町田信之 君 企画調査室長 大野忠一 君 企画調査室主幹 生子国利 君

総務課長 高水 利 君 税務課長 田村忠雄 君 市民課長 森田 武 君

福祉事務所長 森田 猛 君 衛生課長 斎藤太市 君 経済課長 中村 浩 君

建設課長 古谷徳男 君 都市計画課長 浅見裕康 君 水道課長 上野重勝 君

社会教育係長 野沢久人 君 教育委員会学務課長 井上久男 君 選挙管理委員会事務局長 乙津宗土 君

一、本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 議案の訂正について

日程第二 議案第十号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第三 議案第十四号 福生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (審査報告)

日程第四 議案第十六号 昭和四十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算 (第三号) (審査報告)

日程第五 議案第十八号 昭和四十七年度福生市一般会計予算 (審査報告)

日程第六 議案第十九号 昭和四十七年度福生市国民健康保険特別会計予算 (審査報告)

日程第七 議案第二十号 昭和四十七年度福生市公益質屋会計予算 (審査報告)

日程第八

議案第二十一号

昭和四十七年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計予算
(審査報告)

日程第九

議案第二十二号

昭和四十七年度福生市公共用地会計予算
(審査報告)

日程第十

議案第二十三号

昭和四十七年度福生市水道事業会計予算
(審査報告)

日程第十一

請願第九号

在日朝鮮公民の国民健康保険適用に関する請願書

日程第十二

請願第十号

交通規制改善に関する請願書
(審査報告)

日程第十三

請願第十一号

建設労働者にふさわしい労働者保険の適用と建設国保組合に対する国庫負担増額等に関する請願書
(審査報告)

日程第十四

請願第一号

排水溝の設置に関する請願書
(審査報告)

日程第十五

請願第二号

排水溝改良に関する請願書
(審査報告)

日程第十六

請願第三号

道路新設に関する請願書
(審査報告)

日程第十七

陳情第一号

し尿並に浄化槽より生ずる汚物に対する終末処理場増設に関する陳情書
(審査報告)

日程第十八

陳情第二号

し尿浄化槽の清掃並に維持管理の許可に関する陳情書
(審査報告)

日程第十九

議案第二十四号

昭和四十六年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計補正予算
(第三号)

日程第二十

議案第二十五号

昭和四十六年度福生市と畜場会計補正予算
(第二号)

日程第二十一

議案第二十六号

昭和四十七年度福生市一般会計補正予算
(第一号)

日程第二十二

陳情第三号

消火給水施設の早期設置に関する陳情書

日程第二十三

陳情第四号

運賃値上げ反対に関する陳情書

日程第二十四 閉会中の継続審査申し出について

日程第二十五 特定事件の継続調査について

午前十時 開議

○議長（末次性男君） ただいまから昭和四十七年才一回福生市議会定例会才六回目の会議を開きます。

○議長（末次性男君） 本日の議事運営については議会運営委員会において検討されておりますので委員長から報告願います。 議会運営委員長 石川繁治君

「議会運営委員長 石川繁治君登壇」

○議会運営委員長（石川繁治君） 〓指名がありますので報告いたします。

委員会とは去る三月二十八日午前十時から全委員の出席を得て、議長諮問にかかわる本定例会最終日の日程手について協議いたしました結果、日程につきましてはすでにお手もとに〓配付のとおりのものでして順次〓審議を願うことに決定いたしました。

日程中十七件は各委員会に付託されその審査の結論づけられて議長あてに報告のあった条例、予算、請願、陳情

等であり、新たに提出されたものとしては補正予算三件と住民からの陳情二件であります。補正予算につきましては即決を要望し、陳情につきましては会議規則にしたがい所管の委員会には託し継続審査をお願いすることに委員会の決定をみすしたのぶ協力のお願いたします。

なお昭和四十七年度福生市水道事業会計予算の一部に訂正を要する点が発生し、理事者から訂正文書の提出がありましたのが冒頭の日程といたしました。本件は承認のように入道会計予算がすでに理事者の手とはなれ、議会にやだねられておりますので訂正につきましては議会の承認事項となっており、関係からこのようにいたしました次第であります。本件につきましては先に開催された厚生委員会として一応承認されておるものとござりますので申しとえておきます。

なお全員協議会につきましては開催を予定しておりますのであらかじめ承認お願いたします。

また三月九日に招集された本定例会も途中三日間の会期延

長をいたし、本日をもって二十九日間の会期を終る時期を迎えた次第でございますが、委員会報告書にもつく議案をはじめ追加提出の案件も含めて本日の議会審議が円滑に整々とはおはりますよう協力のほどお願いいたします。報告を終ります。

○議長（末次性男君） ただいま委員長長の報告があり、本日の議事を進めますのでようぶ協力のほどお願いいたします。

○議長（末次性男君） この際報告事項がありますので、事務局長として報告いたします。

（島田議会議務局長報告）

一、議案の送付について（別添参照）

二、市議会議事説明員の委任について（別添参照）

三、監査の結果報告について（別添参照）

○議長（末次性男君） 以上を報告を終ります。

○議長（末次性男君） このより議事に入ります。

日程第一議案の訂正についてを議題といたします。
議事係長として内容の朗読をいただきます。

(須崎議事係長朗読) 省略

○議長(末次性男君) 朗読は終了しました。

本件について訂正理由の説明を求めます。 水道課長

上野重勝君

(水道課長上野重勝君登壇)

○水道課長(上野重勝君) 議案の訂正についてお願い申し上げます。

本件は先日の本会議におきまして厚生委員会に付託いただき、
した昭和四十七年度福生市水道事業会計予算の関係でござい
ます。 大変おぼろしい次第でございますが、厚生委員会の審
議過程におきまして委員さんからの指摘により誤りを発見いた
しましたので、訂正をさせていただきますと思っております。

訂正の内容はつきましては説明を申しあげます。

水道事業会計予算の十二ページ、現金預金右欄に七千
五百二十九万一千三百二十五円と記載されておりますが、これを

福生市議会

七千五百二十五万一千三百二十五円と訂正をお願いいたします。

それから一段おきまして貯蔵品の金額におきまして百二十三万

七百五十九円とありますのも百二十七万五千五百五十九円と訂正願います。

以上大変申しわけございせんがお詫い申しあげ訂正いたします。

○議長(末次性男君) おはかりいたします。 ただいま議題となってい

る議案の訂正についてはこれを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) ご異議なしと認めます。 よって本件は承認

することになりました。

○議長(末次性男君) 日程第二議案第十号福生市中小企業振興資金

融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので委員
長から報告願います。 建設委員長伊東忠次郎君

(建設委員長伊東忠次郎君登壇)

○建設委員長(伊東忠次郎君) 指名がござりましたので審査報告に

を申しあげます。

（議案審査報告書朗読） 副議長

本案審査について補足説明を申しあげます。

本案について担当課長から、一部改正の目的は、市内の中小企業に対し資金の需要と円滑に行なわれるよう改正するもので、その内容の主な点は資金の融資について連帯保障人のみで二百万円融資を受けることになり、保証人と有資格者との重複が認められ

返済の延長をし損失補償を明確にするものである。

条文について、申し込み者の資格で融資額が五十万円以下の場合には東京都信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を必要としないとなつてゐるものと、連帯資金百万円、

設備資金二百万円について連帯保証人一人以上要することとし融資審査会が必要と認めた場合は、合せて東京信用保証協会・東京都農業信用基金協会の保証を要することとし、保証人として融資を受けらるること、連帯保証人が融資を受けるとしても保証人にならること、この場合二人分についてはふきない。

福生市商店街協同組合の組合員が融資を受けるとき組合組合が決められた額について協同組合がかわつて保証することがあること、償還方法、資金の償還期限は据置き期間を含めまして運転資金は十二月以内であったものを、融資額五十万円以下の場合十二月以内、五十万円を越える場合は十八月以内に延長した。資金の損失補償、金融機関に対し損失額について明確にうけ付けをしたものである。一、この説明があった。

質疑においては、議員の要望により貸付のわくと広げ手続きの簡素化され市民の利用しやすくなり心から敬意を表する。昭和

四十六年四月から昭和四十七年二月までの実績は、埼玉銀行十五件、西武信用金庫十八件、振興信用金庫四件、農協七件、

計四十四件、二千二百三十九万円であるが、申し込み総件数は五

十一件、二千八百十五万円、不適格者七件の内訳は未決定

二件、八十万円、取り消し三件、二十万円、却下二件、八十万円

ほかに減額は重複し決定のうちに含まれてゐるのか五件、百十六万円である。却下の二件は金融機関が調査にいらぬ。

ないようで、以降については今のところ順調にいつてゐる。それから
を勘案して今後の制度をみた。今後の運営をしてみても変更
するところがあったら、その向きに変更してやっていきたい。減額は設
備資金で本人の申し込み施設が完成してから貸すことになるが、
設備等について限度額まで申し込み、算定した結果その額に
達しなかった場合等があり、商店街協同組合の保証は融資を受け
ることになってゐる。等の煩雑があり、当委員会としては原案を
決すべきものと決定した次第であります。

何とぞご審議のうえ報告とおりご不決くださるようお願いいた
しまして報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は終了しました。

このより委員長報告に対する煩雑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で煩雑を終ります。

○四番（田村市郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十四号については討論を
省略し委員長長の報告とおり決定されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おほいいたします。ただいま田村市郎君から

所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報
告とおり可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のと
おり決することにより異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって議案第十

号福生市中小企業振興資金融糸例の一部を改正する糸例は
委員会報告とおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第三議案第十四号福生市廃棄物の

処理及び清掃に関する糸例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので
委員長から報告願います。厚生委員長関米吉君

（厚生委員長 関 米吉君 登壇）

○厚生委員長（関 米吉君） 指名をいただきまして審査報告を申しあげます。

（議案審査報告書朗読） 省略

続きまして補足して説明させていただきます。

本条例の改正は、昨年九月国において廃棄物の処理及び清掃に関する法律が施行されたことにもない、福生市の清掃条例を廃止し新たに条例を設けようとするもので、当委員会といたしまして慎重審議を行なうためのご意見を申し上げます。

まず冒頭に厚生課長より本条例案の内容について次のとおり説明をされたものでござります。

すなわち現行条例においては廃棄物をごみ、し尿、動物の死体の三つに大別してゐるが、これを新条例案においては廃棄物として一つに定義付け、このうち一般家庭から出される紙くずや残飯類、燃えがら、糞尿等を一般廃棄物、事業活動によって廃棄される紙くず、木くず、燃えがら等を産業廃棄物と定義

付けたこと、次に廃棄物は原則として一般家庭を除き自家処理と

いうことになつてゐるが、これを自家営業者と小規模事業者の廃棄物については一般家庭と同様に市で処理しようとするものであること、

次に料金については、一般廃棄物のうち家の取りこなし等から生ずる臨時的なごみ処理については一キロ四円、又事業活動になつたごみの廃棄量が月平均百五十キロ以上の場合にはその超過部分一キロにつき四円、さらに産業廃棄物については一キロにつき四円

ただしこれは自から市長が指定した場所に運搬した場合にその二分の一の二円を徴収しようとするもので、し尿処理と動物の死体は従来どおり二百円であること、以上のような内容説明があり

質疑に入りした。各委員から活発な質疑がなされたわけであり

ますが、その主な内容は、条例が四条の法が六条三項に準じて処理しなければならぬというたつてゐるが、自家処理もこれに該当するのであるかどうか、持主不明の動物の死体はどう処理する

のか、事業活動にもなる排水量の査定は年一回やるのか、又現在臨時のごみはどのような方法でやってゐるのか、等の質疑があり

これに対し、民生課長より、法律六条の三項は市が指定した場所に運搬する場合にのみが散乱したり、要臭が出ないようにしなければならぬように定められており、一般家庭で自家処理する場合、これは該当しない。持主不明の動物の死体は住民から連絡があれば、鬼料で市が処理してやる。事業活動にとりまうごみの排出量は査定については年一回四月頃に行ない、臨時的又は新規に排出があった場合は随時査定したい。現在行なっている臨時のごみ処理については市の作業員四名がダンゴ二台で処理にあたり、料金は国分重で一キロ一回を徴収して、たか今後は極力正確な重量を出すようにしたい。なお、西多戸民生組合関係の市町村においては、羽村町においては六月頃条例化する予定であり、瑞穂町では一般廃棄物が四月、産業廃棄物が六月、青梅市では一般廃棄物が五月、産業廃棄物が六月という条例内容になっている。子の説明が行なわれた次第でシテソテす。続々と採決いたしましたところ、全員一致原案とあり、可決すべしとの決定に次第であります。

何とぞ、当委員会、の決定であり、可決あらんことをお願いいたします。すして補足説明とさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○四番（田村市郎君） 今際動議を提出いたします。

ただいま議題となっており、議案第十四号については討論と省略し、委員長の報告とあり決定されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま田村市郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されたが、本動議のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって議案第十四